

て行うに足りるものとして規則第4条の2の2で定める基準に適合するものであること。

(6) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

参考

【根拠法令】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第9条第1項

第8条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る同条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

【基準法令】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第9条第2項

第8条第3項から第6項まで及び第8条の2第1項から第4項までの規定は、前項の許可について、同条第5項の規定は、前項の許可を受けた者について、同条第6項の規定は、前項の許可の申請に対し当該都道府県知事が行う処分について、同条第7項の規定は、この項の規定により準用する同条第5項の規定に基づき都道府県知事が行う検査について準用する。